

監事監査報告書

2011年5月17日

学校法人 法政大学
理事会・評議員会 御中

学校法人 法政大学

監事 倉 持 正 ⑩

監事 福 元 淳 一 ⑩

監事 安 井 洸 治 ⑩

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人法政大学寄附行為第30条の規定に基づき、学校法人法政大学の2010年度（2010年4月1日から2011年3月31日まで）の業務並びに財産の状況を監査した。

1. 監査方法の概要

私たちは、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取しかつ重要な決裁書類等を閲覧するとともに主要な関係部署における業務及び財産の状況を調査し、また会計監査人（新日本有限責任監査法人）と連携し計算書類等につき検討を行うなど、「学校法人法政大学監事監査規程」に準拠し監査手続を実施した。なお、監事の内2名については2011年4月1日の就任であり上記監査手続は就任以降実施されたものに限定されており意見の部分留保をとまいません。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人法政大学の業務に関する決定及び執行は適正であり、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 計算書類、すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、学校法人法政大学の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

以上